2022年１月スタート！
電子帳簿保存法改正のポイント

ポイント1
【紙文書の電子化促進】
電子保存のハードルが
大幅に下がる！

ポイント2
【全事業者対象】
電子取引の紙保存
が不可に！

佐園達哉税理士事務所

電子帳簿保存法とは？

法人税法や所得税法などで「紙」による保存が義務づけられる帳簿や書類について、電子データによる保存を認めた法律です。①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引のデータ保存で構成されます。

区　分	「紙」で保存（原則）				③電子取引のデータ保存（義務）
	①電子帳簿等保存（特例）		②スキャナ保存（特例）		
方　法	最初の記録段階から電子計算機を使用して作成		紙をスキャニングして保存		メール添付などで受取り
具体例	（自社で作成） ・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・補助元帳	（自社で作成） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・在庫表	（自社で作成） ・見積書（控） ・請求書（控） ・領収書（控）	（相手から受領） ・見積書 ・請求書 ・領収書	（相手から受領） ・電子見積書 ・電子請求書 ・電子領収書

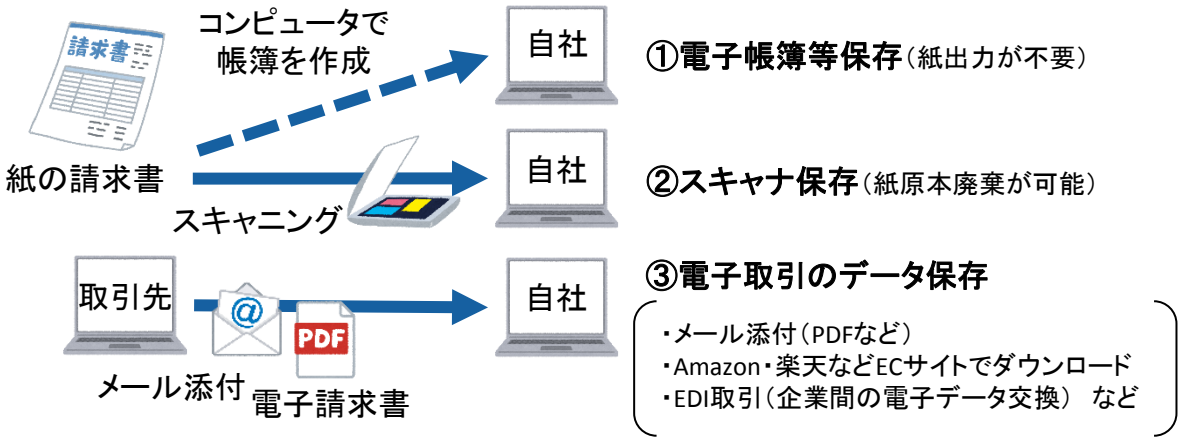

①電子帳簿等保存（紙出力が不要）

②スキャナ保存（紙原本廃棄が可能）

③電子取引のデータ保存

・メール添付（PDFなど）
・Amazon・楽天などECサイトでダウンロード
・EDI取引（企業間の電子データ交換）　など

電子保存の主なメリット

・領収書や請求書等の保管場所が不要に
・紙に印刷不要で印刷コストが削減
・クラウド環境への保存で紛失リスクが削減
・電子化によるデータの検索が可能に
・経理を電子化することで生産性向上に
・テレワークの推進に有効

① 電子帳簿等保存

特例

項　目	改正前（～2021年12月）	改正後（2022年1月～）
事前申請制度	税務署長に事前申請が必要	不要に
保存要件	信頼性の高い帳簿に限定	(1)「優良な電子帳簿（届出制）」として過少申告加算税の5%軽減
	―	(2) 最低限の要件を満たす電子帳簿も対象に

保存要件の詳細	改正前	改正後	
		(1) 優良な電子帳簿	(2) その他の電子帳簿
	申請制	届出制	申請・届出不要
システム関係書類（例：システム概要書、操作説明書）を備え付けること	○	○	○
保存場所にパソコン、プリンター等を備え付け、速やかに出力できること	○	○	○
記録事項の訂正・削除の事実内容を確認できるシステムを使用	○	○	不要
通常の業務処理期間経過後の入力履歴を確認できるシステムを使用	○	○	不要
電子化した帳簿の記録事項と、その帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	不要
検索要件（取引年月日、取引金額、取引先の検索ができること等）	○	○	不要
税務署員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	不要	不要	○

＜特典を新設＞
過少申告加算税
5%軽減の
インセンティブ

＜要件緩和＞
クラウド会計等で
満たしにくかった
要件が不要に

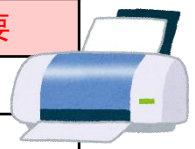

「自社で作る帳簿・書類」の保管コスト・印刷コスト等を確認し、メリットがあれば導入を検討

② スキャナ保存

特例

項　目	改正前（～2021年12月）	改正後（2022年1月～）
事前申請制度	税務署長に事前申請が必要	不要に
検索要件	高度な検索にも対応している必要あり	取引年月日、取引金額、取引先のみでOK
不正対策	―	電子データの改ざん等に対して、重加算税を10%加算

＜スキャナ保存の流れと「内部統制要件」の要件緩和＞

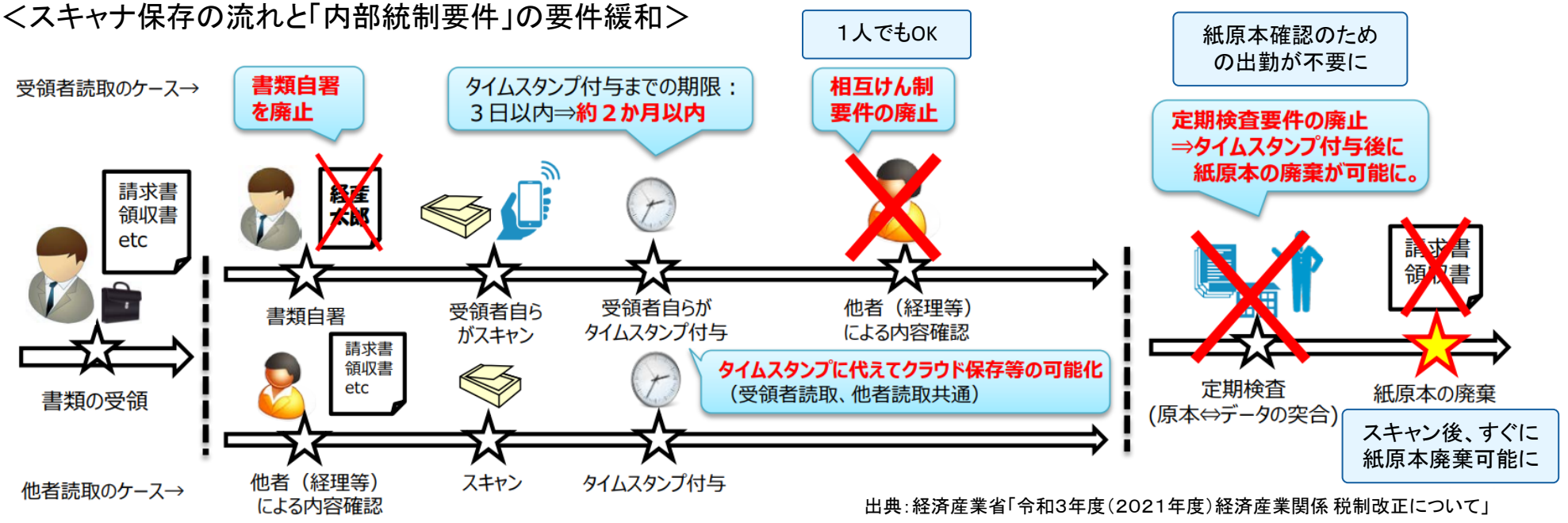

出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」

「自社が発行する書類」「取引先から受取る書類」の保管コスト等を確認し、メリットがある場合は導入を検討

③ 電子取引のデータ保存

義務

＜原則：電子データによる保存＞　※①②と異なり、もともと電子保存が義務のため、税務署長の事前申請は従来から不要です。

項　目		改正前（～2021年12月）	改正後（2022年1月～）
真実性の要件（a～dのいずれか）		a.タイムスタンプが付された後、取引情報の受領 b.取引情報の受領後、タイムスタンプを付す（改正前：遅滞なく）⇒付与期間は最長約2か月以内 c.データの訂正削除を行った場合の履歴が確認できるシステムまたは訂正削除できないシステムを使用 d.訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け	
可視性の要件		システム関係書類（例：システム概要書、操作説明書）を備え付けること	
		保存場所にパソコン、プリンター等を備え付け、速やかに出力できること	
	検索要件	取引年月日、勘定科目、取引金額等の記録項目で検索できること	取引年月日、取引金額、取引先のみでOK
		日付または金額の範囲指定による検索ができること	
		2つ以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できること	
不正対策		―	電子データの改ざん等に対して、重加算税を10%加算

前々年の売上高1,000万円以下なら検索要件不要に

＜特例：紙による保存＞

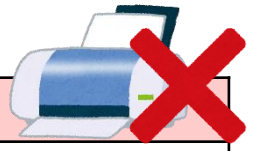

項　目	改正前（～2021年12月）	改正後（2022年1月～）
代替措置	電子取引のデータを印刷して「紙」で保存もOK	廃　止（※消費税は引き続き可能）

まずは「電子取引」を個々に確認し、紙保存のものはデータ保存に変更（または書面による発行を依頼）